

戸籍に氏名の「ふりがな」が記載されます

～ 通知が届いたら必ず確認を! ～

令和7年5月26日施行の改正戸籍法により、戸籍に氏名の「ふりがな(振り仮名)」が記載されることになりました。

これまで戸籍にはふりがなの記載はありませんでしたが、法改正により、新たに記載されます。

これにより、全国の本籍地市区町村から、戸籍に記載する予定の「氏名のふりがなの通知ハガキ」が郵送されます。八頭町が本籍の方への通知は7月中に郵送されます。

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ!



ふりがなの通知書について

ふりがなの通知は、戸籍単位で郵送します。戸籍内で別住所の方には、住所ごとに郵送します。

通知内容の確認をお願いします

通知には、戸籍に記載される予定の「氏名のふりがな」が載っています。実際の読み方と違っていた場合は、令和8年5月25日までに届出が必要です。特に「ヤ・ユ・ヨ」などの小文字と大文字の違いに注意してください。

【例】

名・京子 本人の読み ↓ 「キョウコ」
通知されたふりがな ↓ 「キョウコ」
⇒ 読みが異なるため、届出が必要になります。

通知されたふりがなが正しい場合、届出を行う必要はありません。

届出方法

▼届出できる人

〈氏のふりがな〉戸籍の筆頭者(除籍されている場合は配偶者→子の順)
〈名のふりがな〉本人(未成年の場合は親権者)

※15歳以上18歳未満の方は、本人または親権者のどちらでも届出可

▼届出先

○窓口で行う場合

通知書と本人確認書類(マイナンバーカード・免許証など)を持参

の上、町民課もしくは船岡・八東住民課に届け出てください。

○郵送で行う場合

本籍地等の市区町村宛に届書を郵送してください。

※届書は役場窓口で受け取るか、法務省もしくは町HPからダウンロードできます。

○マイナンバーで行う場合

マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインで届出することができます。詳しくは法務省HPをご覧ください。

※令和7年6月～8月頃は窓口が混雑するため、オンラインの利用をお勧めします。

▼注意事項

・一般的でない読み方を届出する場合は、通帳・パスポートなどの証明書類が必要となる場合があります。

・届出したふりがなが、通帳、パスポートなどで既に使用しているふりがなと異なる場合、別途変更手続が必要となる場合があります。



法務省HP

ふりがなの記載時期と変更について

届出がなかった場合、令和8年5月26日以降、順次、通知したふりがなが戸籍および住民票等に記載されます。この記載後、1回に限り、家庭裁判所の許可がなくても変更の届出をすることができます。なお、すでに届出をした後で変更したい場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。また、出生届などで新たに戸籍に記載される方は、その時点でふりがなも記載されます。

詐欺にご注意ください

法務省や市区町村が、戸籍のふりがなの届出に関して金銭を要求することはありません。

届出の方法や制度に関しての問い合わせ／法務省 戸籍振り仮名通知コールセンターをご利用ください。☎0570-050310

受付時間／平日月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※土曜、日曜、祝日、年末年始は除く。

マイナンバーによる届出の操作等の問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤルをご利用ください。

☎0120-95-0178

問い合わせ／町民課

☎76-0211

ページID / 0012806

保険証を更新します



令和6年12月2日から、紙の保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを利用した「マイナ保険証」が基本となりました。現在お持ちの保険証(国民健康保険・後期高齢者医療)は、令和7年7月31日まで有効です。

8月からは「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に切り替わります。7月下旬に郵送しますのでご確認ください。

※古い保険証は、ご自身で裁断などして処分をお願いします。

〈国民健康保険の方〉… マイナ保険証をお持ちの方

→ 「資格情報のお知らせ」を交付します。医療機関ではマイナ保険証をご利用ください。

※「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の読み取りができない場合に備えて大切に保管しておいてください。

マイナ保険証を利用していない方

→ 「資格確認書」を交付します。従来の保険証と同様に、医療機関でご提示ください。

〈後期高齢者医療の方〉… マイナ保険証の有無にかかわらず、全員に「資格確認書」を交付します(暫定運用)。

◆「限度額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きもはじまります◆

〈国民健康保険の方〉

新規交付、更新を希望される方は申請が必要です。マイナ保険証または資格確認書を持参の上、手続きをお取りください。

〈後期高齢者医療の方〉

12月2日以降は、限度額の情報を資格確認書に記載して交付するしくみに変わっています。

すでに対象の書類をお持ちの方は、更新不要ですが、新たに自己負担限度額適用区分の記載を希望する方は、資格確認書を持参の上、手続きをお取りください。

申請場所／町民課、船岡・八東住民課

問い合わせ／町民課 ☎76-0205



自己負担限度額の適用を受けるためには、医療機関の窓口で認定証の提示が必要ですが、オンライン資格確認ができる医療機関等では、マイナ保険証、資格確認書のいずれかを窓口で提示し、ご本人の情報提供に同意することで認定証の提示は不要となります。

令和7年度国民健康保険税の税率について

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるようにするため、加入された皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

令和7年度の八頭町国民健康保険の保険税率は、物価高騰に伴う住民生活への影響に考慮して、次のように改定します。

税率等の新旧対照表(年額)

区 分		改定前(令和6年度)	改定後(令和7年度)	増 減
医療給付分	所得割(税率)	6.75%	6.15%	△ 0.60%
	均等割(1人当たり)	21,600円	21,600円	-
	平等割(1世帯当たり)	17,200円	17,200円	-
	賦課限度額 ※	650,000円	660,000円	10,000円
後期高齢者 支援金分	所得割(税率)	2.47%	2.27%	△ 0.20%
	均等割(1人当たり)	7,800円	7,800円	-
	平等割(1世帯当たり)	6,400円	6,400円	-
	賦課限度額 ※	240,000円	260,000円	20,000円
介護給付金分 (40～64歳)	所得割(税率)	2.12%	1.83%	△ 0.29%
	均等割(1人当たり)	8,000円	8,000円	-
	平等割(1世帯当たり)	5,000円	5,000円	-
	賦課限度額 ※	170,000円	170,000円	-

※保険税算定の計算上の上限額で、この金額以上は賦課されません。

税制改正により低所得世帯の軽減判定基準を変更しました

	改 正 前	改 正 後
2割軽減	43万円+(54万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+(29万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(30万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし